

みぞぐち幸治事務所
 〒868 0006
 熊本県人吉市駒井田町1952-34
 TEL 0966-22-5800
 FAX 0966-22-5802
 office@k-mizoguchi.com
 http://www.k-mizoguchi.com

新年明けましておめでとうございませう。近いうちにという発言から約四ヶ月、ようやく決まった衆議院議員選挙が十二月定例県議会の開会と同時に始まりました。県議会と選挙の両立、冬の寒さにも耐え、あつという間に師走が終わりました。国民の支持を得て当選した国会議員が決めた総理大臣が誕生し、その総理大臣が組閣した政府が本格的に動き出す年です。新しい国づくりに国民皆で取り組んでいく一年になることを心から祈念いたします。

早速、自民党熊本県支部連合会では熊本版政権公約で約束した通り「くまもと経済再生本部」を十二月二十二日に設置いたしました。

謹賀新年

地方からの新しい風が、日本を創る!

今後は理念や政策を共有する市町村長、議会をはじめ友好団体等とも連携を図り、県民皆で知恵を出し合い、国が示す経済対策に積極的に活用し、熊本県の浮揚に繋げていきます。

本年もどうぞよろしく願います。

熊本県議会議員 溝口幸治

市町村長との経済再生予算に関する要望聴取の会

熊本県議会議員 溝口幸治

活動 Photo ライフ

11月23日/衆議院議員総選挙対策本部立ち上げ式

12月3日/自民党人吉市支部 党大会

12月4日/金子代議士 必勝祈願祭

12月8日/JA女性部大会

12月9日/七日町要望箇所視察

12月21日/人吉球磨郡市保育園 合同勉強会

第四十六回 衆議院議員総選挙対策本部

自由民主党

日本を取り戻す。金子代議士。自民党

JAくまもと女性部大会

七日町要望箇所視察

人吉球磨郡市保育園 合同勉強会

溝口幸治 新春の集い

皆様方の多数のご参加をお待ちしております!

とき 平成25年 2月15日(金曜日)
午後 6:30 開宴(受付 6:00)

ところ 清流山水花 あゆの里
人吉市九日町30 TEL 0966-22-2171

会費 10,000円
この催物は、政治資金規正法第八条の二に規定する政治資金パーティーです。
※当日は立食形式のパーティーとなります。

ゲスト 参議院議員 **有村 治子 氏**

主催/溝口幸治 新春の集い実行委員会 お問い合わせ先: 事務局/人吉市駒井田町1952-34 TEL 0966-22-5800

道徳教育用郷土資料「熊本の心」の活用について

【一般質問その後の対応】

平成24年6月の一般質問で道徳教育郷土資料「熊本の心」の活用について質問しました。

1. 質問骨子

- 道徳教育日本一を目指し、その取組を県民運動として広げる一環として「熊本の心」を販売するつもりはないのか。
- 県内の各小中学校の道徳教育にどのように活用するのか。

2. 答弁後の対応状況

- 道徳教育用郷土資料「熊本の心」の利用、出版、販売ができるよう利用規程を定めたところ1社から利用申請があり、年度内に県下の一般書店で出版できるよう準備をしているところ。
- 道徳教育用郷土資料「熊本の心」活用事業研究推進校において公開授業等を通して、家庭や地域社会への啓発活動を行っている。
- 県教育委員会では、すべての小中学校の道徳教育推進教師を対象とした研修会を開催したり、「くまもと教育の日」県民フォーラムや「親の学び」講座等におけるポスター掲示やリーフレットを配付したりして家庭や地域社会への啓発活動を行うとともに、研究推進校の成果をまとめた活用事例集を作成し、3月までに県下の各学校に配付する予定。

この会報のお問合せは

溝口幸治事務所
 人吉市駒井田町1952-34
 tel 0966-22-5800
 fax 0966-22-5802
 http://www.k-mizoguchi.com
 E-mail: office@k-mizoguchi.com

発行 溝口幸治事務所
 記載責任者 富山孝治

▼編集後記
 私は「在平素」を座右の銘としています。「すべて平素にあるよ、つまり「一時的な努力や時流にのって背伸びするのではなく、地味でも日頃から努力と研鑽を重ね、時勢に流されることなく着実にやるべきことをやる」という意味だそうです。今回の総選挙では、名前を覚えられないほどの新党が乱立しました。最後に国民が期待を寄せたのは「根っここのしっかりした政党」ではなかったでしょうか。派手さはありませんが、地道に、そして着実に日本の危機に立ち向かってくれるものと信じています。今年もどうぞよろしくお願い致します!
 <K.T>

みぞぐち幸治後援会 所在地 ACCESS MAP

「くまもと家庭教育支援条例」が議員提案により制定されました。

～提案理由説明～

自由民主党の溝口幸治です。自由民主党、民主市民クラブ、公明党の共同提案により、議員提出議案第三号「くまもと家庭教育支援条例」の制定について、提出者を代表して提案理由説明を行います。

家庭教育に関する条例は、全国のどの都道府県・市町村でもまだ制定されていません。そう、うち、条例制定に向け、四月頃から具体的に動き始めました。

その矢先の五月に、橋下徹大阪市長が代表を務める「大阪維新の会」の市議団が市議会に提案を予定していた「家庭教育支援条例案」に、発達障害は親の愛情不足が原因」という旨の記述があり、その条例案を事前に外部に漏らすという大失態を演じ、関係者に誤解を与えるとともに不快な思いをさせ、当該市議団が謝罪して条例案の白紙撤回をするという事件がありました。

このため、我々が検討する条例案も、同様の考えに基づいた条例案ではないかという疑念や誤解が各方面から寄せられました。

ここではつきり申し上げますが、大阪維新の会の条例案とは全く違うものです。そういう経緯があるため、当条例の制定に当たっては、誤解が生じないように、丁寧な説明やきちん

とした進め方をすることが大切であると考え、そのように実行してきたところであります。それでは、具体的に提案理由の説明をさせていただきます。

戦後、少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、社会が大きく変化してきました。そのため、過保護、過干渉、放任など家庭教育力の低下が指摘されています。

そういう社会の変化に対応するために、国では平成十八年に教育基本法を改正し、家庭教育の項目を第十条に新設し、すべての教育の出発点である家庭教育の重要性を鑑み、「保護者が子どもの教育について第一義的責任を有すること、及び国、県、市町村が家庭教育支援に努めるべきこと」を規定しました。

本議会におきましても、家庭教育に関して、平成二十二年二月定例会で西岡県議、平成二十二年六月定例会で増永県議、平成二十二年九月定例会で小早川県議、平成二十三年六月定例会で高木県議、平成二十四年二月定例会で山口県議が質問をされたところです。

我々も、保育園、幼稚園、小中学校の先生方から家庭教育に関する現場の声を聞かせていただき、家庭教育の重要性を感じ、さらに、講演会、勉強会を開催して知見を深めた結果、家庭教育支援のあり方として条例制定の必要性を感じることとなりました。

今回、条例制定を検討するに当たっては、超党派による検討委員会を六月二十七日に設置いたしました。

なお、検討委員会は、地方自治法第一〇〇条第十二項に基づく協議等の場として、名称は、熊本県家庭教育支援基本条例(仮称)策定検討委員会としました。

当委員会は六名の委員で構成され、六月から十一月まで計六回委員会を開催しました。委員

会では、熊本大学の古賀倫継教授、白梅学園大学の汐見稔幸学長、明星大学の高橋史朗教授の三人の学識者から意見聴取し、さらに委員間での協議を重ね、条例案を作成いたしました。

また、パブリックコメントについては、議員提案条例には義務付けられていませんが、県民から広く意見をお聞きするため、十月十九日から十一月十九日までの約一ヶ月間実施し、九十三人と

いう多くの方々から御意見をいただきました。主な意見として、「家庭教育支援の必要性にかかる意見が二十件、障害児・者の家庭教育支援にかかる意見が十六件、広報及び啓発にかかる意見が十二件、個人の価値観の自由にかかる意見が九件などでありました。

「家庭教育支援」の必要性については、条例の制定の根幹をなすものでありますが、家庭教育という個人のプライバシーの領域まで条例で規定すべきでないという御意見や、逆に条例制定に大いに期待するという御意見をいただきました。

これについて、検討委員会において十分議論をさせていただきました。家庭教育は、本来保護者の自主的な判断に基づいて行われるべきものです

が、先に申し上げたように社会の変化に伴い、県として家庭教育を支援することが必要であるとする考え方を明示したところです。

次に、障害児者の家庭教育支援にかかる意見については、検討委員会においても十分議論をさせていただきました。県では、障害を持った子どもを抱える家庭やひとり親の家庭などには今までも配慮してきましたが、御意見にあった危険を払拭するために、あえて条例案に配慮する旨の項目を加筆しました。

また、パブリックコメントの期間中に、県内の障害児・者の親の会の二団体及び県内大学で障害児者に対する支援や臨床活動を行っている先生方九人連名の要望書の計二通が提出され

ました。要望書の内容は、いずれも、条例案に障害のある子どもの家庭についての配慮の記述がないことへの不安や疑念と発達障害者への支援策の充実を要望するものでしたが、両者とも実際に会い、御意見をしっかりと伺ったうえで丁寧な説明させていただきました。

なお、発達障害者への支援策については、県議会全体で力を入れて取り組んでいる事項でもあり、現在策定中である発達障害者支援基本指針を取りまとめ、きめ細かな施策を実施していく旨説明をいたしました。

このように、今回提案いたしました条例案につきましても、これまで以上に丁寧な説明を心がけ、各会派でも議論していただき、さらに検討委員会でも十分な議論を行ってきたことで、充実した内容の条例になったのではないかと考えております。

条例案は、前文と全十七条から構成され、子どもたちの健やかな成長に喜びを実感できる熊本の実現を目指して、「目的、基本理念、県の責務、市町村との連携、保護者・学校等・地域・事業者のそれぞれの役割、親としての学びを支援する学習機会の提供、親になるための学びの推進、人材養成、家庭・学校等・地域住民等の連携した活動の促進、相談体制の整備、充実、広報及び啓発」などを定めた条例となっております。本条例が制定されることで、教育県熊本のこれまでの家庭教育支援施策がしっかりと位置づけられ、加えて新たな施策が実施されることで、家庭教育支援がさらに強化されるものと考えております。それとともに他の県の条例制定のさきがけになればと願っています。

議員各位におかれましては、何とぞ御理解をいただき、この条例案に御賛同賜りますようお願いを申し上げます。説明理由の説明といたします。

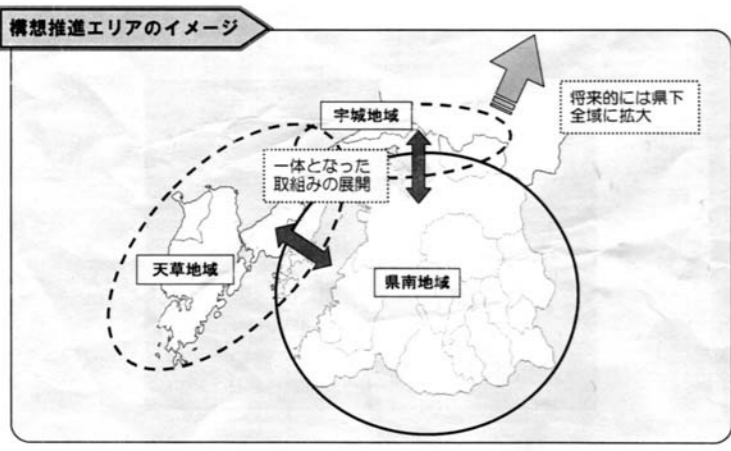
フードバレー構想について

県では県全体の浮揚のためには、県内第二の都市八代市を中心とした県南地域の活性化が不可欠であると考えています。新四方年戦略においては、豊富な農林水産物を生かし、食品・バイオなどの研究開発機能や企業の集積を目指すフードバレー構想をその起爆剤として位置付け、小野副知事を担当としました。

副知事のリーダーシップの下、地元企業へのヒアリングやアンケート、基礎調査を実施。その中で、「農業生産や六次産業化など高いポテンシャルを十分には生かされていない」、「食品関連の製造業では小規模事業者も多く、販路拡大や商品開発などの支援を強化して欲しい」、あるいは「生産者と加工業者との更なるマッチングをサポートして欲しい」などの声寄せられました。

県としては、そうした課題やニーズを踏まえながら、県南地域が持つ様々なポテンシャルを最大限に生かす方策を講じたいと考えています。そのため、農林水産物や加工品をはじめ、その機能性を生かした医薬品や化粧品のほか、流通・小売関連する技術やシステムも含め、幅広い分野での取組みをフードバレー構想の対象として展開していく予定です。

取組みの方向性については、今年度中に策定するフードバレー構想では、これまでの調査結果などを基に県南の農産物などを核として、第一に、六次産業化や農商工連携による付加価値の向上、第二に、企業や研究開発機能などの集積、第



三に、アジアや首都圏等への販路拡大、そして、第四に、構想推進に向けた人材育成の強化と推進体制の構築。また、その方向性に沿った具体的な取組みについては、次年度以降、実施計画を策定しながら進めていきます。

現在、県南地域では、構想につながる取組みとして、例えば、首都圏でレストランを数多く手掛ける企業が、本県の働きかけにより農業参入し、新たに工場設置に向けて動き始めています。また県では、アジアのマーケット開拓のため、八代港から香港向けの低コストの船便輸送試験などに取り組んでいるところです。

本構想策定後、県としては、市町村をはじめ農林水産業者や企業・団体などの関係者と一体となって推進体制を構築していきたいと考えています。

県立学校の教室に正しい日本地図を!



私達がよく目にする日本地図は九州から下が切り取ってあるものが多数です。私は領土領海の教育で今、必要なことは、北方領土や竹島、尖閣諸島などの日本列島を正しく示した地図を小さい頃から認識することだと思います。

そこで、県教育委員会にそのことを提案してきました。その結果、県では県立高校、県立特別支援高等部、県立中学校に対して、日本の領域がきちんと示された地図(「日本とその周辺」をA1サイズに縮小し国境線、領土の最東端・最西端・最南端・最北端の位置を明記)を作成・配布し全学級に掲示する予定です。この取り組みが小中学校にも取り入れられることを望みます。